

平塚市内中小企業必見

中小事業者向け 総合支援ガイド

持続可能な企業発展に向けて! 平塚市は企業の成長を強力に支援します!

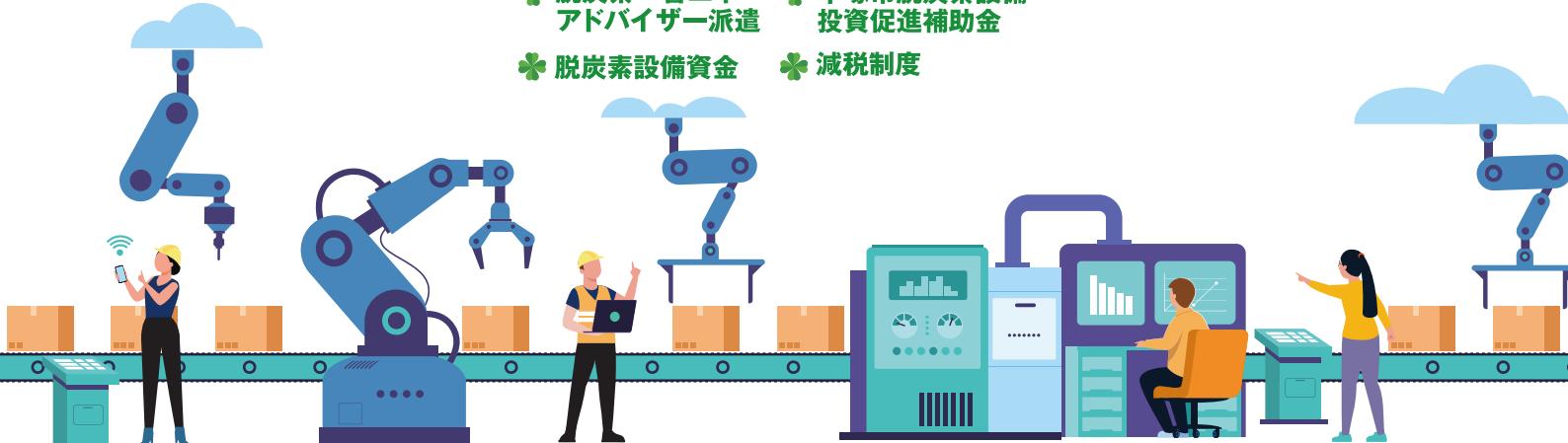
脱炭素支援 パッケージ

脱炭素化に繋がる設備を導入したいんだけど使える補助金はあるかな?

自社の省エネ化について相談したい・・・!

中小事業者のCO₂削減対策、省エネ、生産性向上に向けた設備導入を強力に支援します。

- 脱炭素・省エネアドバイザー派遣
- 平塚市脱炭素設備投資促進補助金
- 脱炭素設備資金
- 減税制度



DX化に対する支援

ITコーディネータ派遣
中小企業等デジタル化支援補助金



人材育成・雇用に対する支援

DX人材育成体制構築奨励金
正規雇用促進補助金



労働環境の改善に対する支援

子育て支援企業応援アドバイザー派遣
子育て支援企業応援奨励金
中小企業等賃上げ応援奨励金



脱炭素支援パッケージ

中小事業者の脱炭素・省エネ化への取組を支援するため、4ステップをご案内します。



ステップ
step 1

相談

ステップ
step 2

補助制度の活用

ステップ
step 3

制度融資の活用

ステップ
step 4

減税制度

脱炭素・省エネアドバイザー派遣

自社の二酸化炭素排出量の算定、導入予定の設備の省エネ効果の確認、設備導入計画の策定など、中小事業者の脱炭素・省エネ化の課題を専門の技術士が支援します。
※脱炭素設備投資促進補助金の事前確認にも活用できます。

費用 無料(4回まで)

申込方法 市ウェブページに掲載の申請書により申込



脱炭素設備投資促進補助金 設備導入に活用できる補助制度を紹介します。

中小事業者の脱炭素化および生産性向上に資する設備を導入した際に経費の一部を補助します。

- ① 年間CO₂排出量2%以上の削減が見込まれる30万円以上の設備導入に係る経費
- ② 市内事業所において、炭素生産性が2%以上向上する計画であること(省エネルギー設備のみ)
- ③ 「機械及び装置」に位置付けられる償却資産であること
- ④ 脱炭素や省エネに資する取組であることが客観的に確認できること

補助率(再生可能エネルギー設備)

・補助対象経費が30万円以上

→ **3分の1(上限1,000万円)**

(補助対象経費に補助率を乗じた金額と、8万円/kwを比較して低い額)

補助率(省エネルギー設備)

・補助対象経費が30~300万円の場合

→ **3分の1(上限100万円)**

・補助対象経費が300万円以上の場合

→ **3分の1(上限1,000万円)**

(全ての経費を市内発注すると2分の1)

対象者

市内に事業所がある中小事業者

※社福、一社、NPO等、法人格を持つ事業者も幅広に対象

申請期間

令和6年4月1日～令和7年2月28日

対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日



脱炭素設備資金

設備導入に係る信用保証料、利子に対して補助します。

中小企業制度融資に脱炭素設備資金を設け、脱炭素や省エネに資する設備導入を資金面で支援します。

補助
金額

信用保証料
(上限25万円)

利子を3年間全額補助
(上限25万円)

対象者

市内に事業所がある、中小企業信用保険法で定める中小企業、事業協同組合、NPO法人

対象設備

CO₂排出量が2%以上削減される設備導入

融資限度額

4,000万円

利 率

2.1%以内



減税制度

先端設備等導入計画の認定を受けると、導入した設備に対して減税が受けられます。

労働生産性向上に資する設備を導入する際に、先端設備等導入計画を作成し、市の認定を受けて導入した設備について、導入後固定資産税を軽減します。

補助
金額

先端設備等導入計画に基づいて新たに取得した設備の固定資産税を3年間2分の1に軽減
(賃上げの表明を行うと、最長5年間3分の1に軽減)

さら
に

信用保証料
(上限25万円)

利子を2年間全額補助
(上限25万円/年)

平塚市中小企業
制度融資の利用で

対象者

資本金額1億円以下の法人（大企業の子会社を除く）もしくは従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者

対象設備

労働生産性が年平均3%以上向上し、取得額が一定以上の機械装置、測定工具および検査工具、器具・備品、建物附属設備

※軽減措置を受けるためには、年平均5%以上の投資利益率が見込まれる設備である必要があります。



DX化に対する支援



中小企業等デジタル化支援補助金

中小事業者が、既存データとソフトウェア等を組み合わせて導入する場合、または複数のソフトウェア等を組み合わせて導入する場合に、経費の一部を補助します。

生産性向上の目標達成のために必要なソフトウェアの導入に係る経費。ただしその総額が10万円以上のものに限る。

**補助率
補助率3分の1（上限50万円）**

全額市内発注した場合
上限100万円

※市が派遣するITコーディネータによる事業計画書の事前確認が必要。
※IT補助金2024のインボイス対応類型に該当する事業及びECに係る事業は対象外とする。
※パソコン、タブレット、決済端末等、ハードウェアは全て対象外とする。

対象者 市内に事業所がある中小事業者
申請期間 令和6年4月1日～令和7年2月28日
対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日



セットでご活用ください

ITコーディネータ派遣

ITツールの導入やDXを推進する人材の育成等を検討している市内中小企業等に対し、ITの専門家であるITコーディネータを無料で派遣します。

【相談内容】

- ①IT化に関する全般的な相談
- ②ITツールの導入に関する相談→中小企業等デジタル化支援補助金へ
- ③DX人材の育成(事業内職業能力開発計画の作成)に関する相談→DX人材育成体制構築奨励金へ

費用 無料(4回まで)

申込方法 市ウェブページに掲載の申請書により申込

※中小企業等デジタル化支援補助金・DX人材育成体制構築奨励金の申請にはITコーディネータの事前確認が必要。



セットでご活用ください

人材育成・雇用に対する支援

DX人材育成体制構築奨励金

中小事業者のリスクリングを支援するため、DX人材の育成・能力開発をはじめとする、社内の人材育成体制の整備に取り組んだ事業者に奨励金を支給します。

- ①新たに事業内職業能力開発計画を作成すること
- ②DXを推進する人材の能力開発及び向上に資する計画であること
- ③市の派遣するITコーディネータにより、事業の妥当性が確認されていること

**交付額
1事業者につき10万円**

対象者 市内に本店及び事業所がある中小事業者
申請期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日



セットでご活用ください

正規雇用促進補助金

市内在住の就職困難者※1や子育て世代の女性※2の市内事業者への正規雇用を促進するため、事業者が負担する経費の一部を補助します。

※1 障がい者、就職氷河期世代、ひとり親家庭、生活保護受給者、妊娠／出産／育児を理由に離職し1年を超える者、雇用保険の高年齢被保険者、国の「トライアル雇用助成金」又は「特定求職者雇用開発助成金」の支給決定を受けた者
※2 30歳～37歳の女性（38歳～53歳の方は就職氷河期世代にあたります）

**補助率
雇用契約書又は労働条件通知書で定める月額基本給**

2分の1（上限60万円）

月額上限10万円の最大6ヶ月相当分

3ヶ月ごとに2回申請 or 6ヶ月で1回申請が可能

対象者 市内に事業所がある中小事業者
申請期間 令和6年4月1日～令和7年2月28日



労働環境の改善に対する支援

子育て支援企業応援アドバイザー派遣

従業員の仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備に関する様々な課題の解決を支援するため、市内中小事業者へ無料で専門家（社会保険労務士）を派遣します。

※子育て支援企業応援奨励金申請の際もご活用ください。

費用 無料（1回2時間以内、4回まで）

申込方法 市ウェブページに掲載の申請書により申込



セットでご活用ください

子育て支援企業応援奨励金

従業員の仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備に新たに取り組んだ市内中小事業者へ奨励金を支給します。

- ① 一般事業主行動計画（次世代法）を策定・届出・公表・従業員へ周知しており、計画期間内であること
- ② 一般事業主行動計画の届出において次世代育成支援対策の内容として定めた事項が、3項目以上あること
- ③ 一般事業主行動計画に基づき、令和6年4月1日以降新たに就業規則を定め又は改定していること ※他要件あり

交付額 **1事業者につき20万円**

従業員の奨学金返還支援制度を
新たに導入した場合、5万円上乗せ。

対象者 市内に本店及び事業所を有し、常時雇用する従業員が100人以下の中小事業者である
平塚市イクボス宣言企業

申請期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日



中小企業等賃上げ応援奨励金

従業員のモチベーション向上や人材の流出阻止等のために賃上げを実施した中小企業等に対し、奨励金を支給します。

- ① 市内に事業所を有し、常時雇用する従業員が10人以上であること
- ② 令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間に、従業員の基本給を1人平均3%以上増加させた事業者
- ③ 賃上げより前の基本給と賃上げ以後の基本給との差額の全従業員の合計が、1年間で60万円を超えること

交付額 **1事業者につき30万円**

対象者 市内に事業所がある中小企業等

申請期間 令和6年2月1日～令和6年11月30日



このチラシは各制度の概要をまとめたものです。
制度の活用前には必ずホームページで詳細をご確認ください。

問い合わせ先

平塚市産業振興課

TEL 0463-21-9758(平日8時30分から17時00分まで)

FAX 0463-35-8125

E-mail: sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

